

私は、日本共産党市議会議員団を代表して、今議会に提案された議案のうち議案第138号一般会計補正予算、議案152号鳥取市の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について、議案第153号鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、議案第154号鳥取市税条例の一部改正について、議案第158号鳥取市簡易水道事業給水条例の一部改正について、以上5つ議案に反対しますので、討論を行います。

まず、一般会計補正予算です。今回の予算の中には、9月で指摘した市営住宅の空き屋への入居促進・施設の有効活用のために修繕の予算が計上されるなど、暮らし・福祉に関する市民の要望に応える内容も含まれていることは、評価します。

しかし、現鳥取保健所および東部生活環境事務所の現状と課題を調査し、それを基に駅南庁舎での基本レイアウト案を作成する等の予算が含まれています。

平成30年4月の中核市移行をめざすにあたり、設置が義務となっている保健所を駅南庁舎に整備するという方針が本年4月に当局より出されました。それ以降は駅南庁舎に保健所を整備することを前提として、新庁舎建設に関する議論が進められ、建設面積が大きくなり、経費も大幅に増えることになりました。中核市については総務企画委員会、保健所については福祉保健委員会が所管だと言いながら、各委員会での議論を横に置くような形で、新庁舎建設の中でどんどんと進められてきたやり方には未だ持って大きな疑問があります。今議会の福祉保健委員会において、保健所の場所についての議論もされたということですが、遅すぎたという感が否めません。

中核市移行と保健所の問題については、財政影響なども含め、まだ明らかにされていません。これまでも指摘しているように、将来のまちづくりに係わる中核市移行にとって、合併による広域行政と市民アンケートにみられる現状の評価に対する分析と課題を明らかにすることが必要です。それをしないまま、さらなる広域行政となる中核市移行ありき、保健所は駅南庁舎前提の予算であり、認められません。

次に、各条例改正です。まず、議案第152号は鳥取市の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定です。これは、マイナンバー制度導入のためにあらたに条例を制定するものです。

今年、日本年金機構をはじめとする大量の個人情報流出し、国民の中にマイナンバー制度におけるセキュリティへの大きな不安と莫大な経費をかけるこ

とに疑問が一気に広がっています。

政府も、6月の参議院内閣委員会で、わが党の山下参議院議員が指摘したマイナンバー制度において、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能、意図的に情報を盗み売る人間がいるというリスクを指摘し、政府もこれを否定できませんでした。マスコミでも、「漏れる穴は地方自治体と民間企業」といわれています。

実際、参議院の同じ委員会でも政府が年金機構による個人情報流出をうけて自治体の対策を調査した結果、1割から2割の自治体が対策を取らないまま、番号の附番がおこなわれていたことが明らかになっています。ある大学教授は「民間でも、9割前後が中小企業で、規模の小さい事業者が十分なセキュリティ対策を施すのは至難の業。情報は間違いなくもれる」と語っています。

仮に本人が番号の提供を拒否し、本人からの番号が提供されてなくても、自治体などの機関は地方公共団体情報システム機構からの番号提供を受けて、それぞれの機関がマイナンバーに紐付けされ管理される仕組みとなっています。国民一人ひとりの人権問題である個人情報の漏洩に対する完全な防止は、マイナンバー制度そのものを廃止し、根本から見直ししない限り、実現できません。自治体も、これを国に求めるべきであり、条例制定は認められません。

次に議案第154号鳥取市税条例の改正は、換価の猶予の手続きの規定は市民にとってメリットではありますが、改正の中心部分はマイナンバー制度導入による改正であり、先ほど述べた理由で反対せざるをえません。

次に議案第153号鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてです。地域再生法によって、東京23区にある本社機能の地方移転や、地方で本社機能を拡充する事業者が、それぞれ3年間税の優遇措置が受けられるものです。

地方移転できる事業者は、他の業者と比較して相当な規模と資本力があります。地方移転の場合は過半数の従業員が23区から転入する条件となっています。地方での企業が本社機能を拡充する場合は、事業所の増床が条件です。どちらの場合とも減額される固定資産税の3/4に対し、国が3年間交付税で措置し減免するものです。

実際、地方移転をする事業者は、現在の企業誘致の支援制度もあり、企業進出の希望・問い合わせが多いといわれるなかで、こうした優遇措置が誘導策としてどうしても必要でしょうか。

当局の委員会の説明では、この制度活用によって企業誘致による雇用拡大、所得向上が期待される、一定の効果はあるといわれましたが、国の政策は地方の実態に合ったものではありません。真の地方にとって、必要なことは自治体

も誘致に過度に依存しないことであり、そのためにも東京一極集中の是正と大企業優遇の各種の政策見直しを求めつつ、地元の小規模事業者・小企業者への経営や開発への支援を強めることです。

この点で、地域再生法による地方の事業者の本社機能拡充の優遇措置は、他の地元中小業者との均衡上、公平性に疑問があります。これは不公正な税制であり、認められません。

最後は、議案第158号簡易水道事業給水条例です。

合併以降、簡易水道は料金統一のために3年ごとに料金改定がおこなわれ、今回の改定で統一料金となります。

簡易水道事業審議会の答申書では、「水道料金の大幅な値上げは、以前にも増して中山間地域の過疎化の進展や企業の縮小など、地域の活性化を図る妨げとなる恐れがある」と危機感が述べられているように、日常生活に欠かすことのできない水道料金の引き上げは深刻です。中には20.7%や18.9%もの引き上げになる地域があり、負担軽減措置をするべきと考えます。

以上、反対の理由を述べ、議員各位の賛同を心からお願いし、私の討論を終わります。